

明和町学童保育所の管理運営に関する年度協定書

明和町（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、東・西学童保育所（以下「学童保育所」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について締結した明和町学童保育所の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、令和7年度における年度協定を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 本協定は、事業計画、収支計画及び人員配置計画を定めるとともに、基本協定書第7条に基づき令和7年度の管理業務の実施に関する対価として支払われる指定管理料の額並びに支出の方法を定めるほか、基本協定書第36条に基づきその他必要事項を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 本協定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（指定管理料）

第3条 甲は、令和8年度の指定管理料を概算払いで乙に支払うものとし、協定期間（年度）の終了後、第4条の規定に基づき精算を行う。

2 甲が概算払いする令和8年度の指定管理料を金_____円（消費税相当額を含む。）を上限とし、別紙「管理業務に係る経費の支払い明細書」のとおり分割して支払う。

3 甲は、乙が明和町学童保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年明和町規則第6号）第9条に掲げる場合で保育料の減免を行うとき、障害児を受入れるために新たな人材を雇用するとき又は新たな処遇改善事業等が生じる場合において、当該相当額を精算する。

4 甲は、乙から適正な請求があったときは、所定の手続に従って30日以内に指定管理料を支払うものとする。

（指定管理料の精算）

第4条 甲は、協定期間（年度）の終了後、概算で支払いを受けた指定管理料の使途を明らかにした実績報告書を速やかに項に提出しなければならない。

（光熱水費等）

第5条 管理業務の実施に係る費用については、次のとおり乙が支払うものとする。

（1） 電話の使用等に要する通信費は、乙の負担とする。

(2) 光熱水費は、学童保育所が所在するふれあいセンターの面積按分により算出した、建物全体に係る光熱水費の4割を上限に甲の請求により乙が負担する。

2 乙は、前項の費用を、甲の請求により半期ごとに甲に対して支払うものとする。

(協定の変更)

第6条 管理業務に関し、管理業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙との協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第7条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定及び基本協定書に特別の定めのない事項については、甲と乙との協議の上、これを定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 群馬県邑楽郡明和町新里250番地1
明和町長 冨塚 基輔

乙

別紙

管理業務に係る経費の支払い明細書

協定書第2条に規定する学童保育所の管理業務に係る経費は、次のとおり分割して支払う。

(単位：円)

支払期	支払額
第1期分（4～9月分）	
第2期分（10～3月分）	
合 計	